

上越市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

上越市長 中川 幹太

上越市規則第16号

上越市財務規則の一部を改正する規則

上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第27条第1項中「課長等」を「財政課長」に、「特に科目を設置する必要があるときは、設置すべき科目の名称及びその理由を記載した書面を財政課長に提出しなければならない」を「課長等から報告があったときは、科目を設置することができる」に改め、同条第2項中「書面の提出があったときは、これを審査し、適正と認める」を「規定により科目を設置した」に改める。

第55条中「朱書しなければ」を「記さなければ」に改める。

第67条の2第1項中「第158条第1項」を「第173条の2第1項」に改める。

第68条第1項中「施行令第158条の2第1項」を「法第243条の2の5第1項」に改める。

第81条中「再発行しなければ」を「再発行し、当該返納義務者に送付しなければ」に、「朱書きしなければ」を「記さなければ」に改める。

第92条の2第1項中「第165条の3第1項」を「第173条の3第1項」に改める。

第205条第1項第1号中「土地」を「土地及び建物」に改める。

第207条の2第1号中「財産を」を「財産（土地及び建物を除く。）を」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 行政財産の目的外の使用を許可しようとするとき（資産活用課長が別に定めるものを除く。）。

第207条の2に次の1項を加える。

2 財産管理者は、行政財産とする目的で財産（土地及び建物に限る。）を取得しようとするときは、あらかじめ用地管財課長に合議しなければならない。

第208条第2項中「土地を」を「土地及び建物を」に、「土地取得依頼書」を「土地（建物）取得依頼書」に改め、同条第3項中「土地を」を「土地及び建物を」に、「土地取得通知書」を「土地（建物）取得通知書」に、「当該土地」を「当該土地及び建物」に改め

4,000万円未満	
○	
4,000万円未満	

別表第1(2)の表（備考を除く。）を次のように改める。

区分	副市長	部局長	所長		課長	次長	
			産業グループ又は建設グループに係る事件	その他の事件		産業グループ又は建設グループに係る事件	その他の事件
報酬					○	○	○
給料					○	○	○
職員退職手当		○					
その他					○	○	○
共済費					○	○	○
災害補償費					○	○	○
恩給及び退職年金					○	○	○
報償費		100万円以上	100万円以上	100万円以上	100万円未満	100万円未満	100万円未満
旅費	上越市事務決裁規程の定めるところによる。						
交際費	100万円未満	50万円未満	50万円未満	40万円未満	30万円未満	30万円未満	30万円未満
需用費	燃料費				○	○	○
	食糧費	100万円以上	100万円以上	100万円以上	100万円未満	100万円未満	100万円未満
	光熱水費				○	○	○
	修繕費	300万円以上	300万円以上	300万円以上	300万円未満	300万円未満	300万円未満
	その他	100万円以上	100万円以上	100万円以上	100万円未満	100万円未満	100万円未満
役務費					○	○	○
委託料	6,000万円未満	3,000万円未満	3,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満	500万円未満	500万円未満
使用料及び賃借料		300万円以上	300万円以上	300万円以上	300万円未満	300万円未満	300万円未満
工事請負費	1億円未満	5,000万円未満	5,000万円未満	2,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満
原材料費		500万円以上	500万円以上	500万円以上	500万円未満	500万円未満	500万円未満
公有財産購入費	4,000万円未満	2,000万円未満	2,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満	500万円未満	500万円未満

備品購入費	4,000万円未満	2,000万円未満	2,000万円未満	600万円未満	300万円未満	300万円未満	300万円未満
負担金		300万円以上	300万円以上	300万円以上	300万円未満	300万円未満	300万円未満
補助金及び交付金	3,000万円未満	2,000万円未満	2,000万円未満	600万円未満	300万円未満	300万円未満	300万円未満
扶助費					○		○
貸付金	1億円未満	5,000万円未満	5,000万円未満	2,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満
補償、補填及び賠償費	2,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満	600万円未満	300万円未満	300万円未満	300万円未満
償還金、利子及び割引料					○		○
投資及び出資金	4,000万円未満	2,000万円未満	2,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満	500万円未満	500万円未満
積立金	6,000万円未満	3,000万円未満	3,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満	500万円未満	500万円未満
寄附金	4,000万円未満	2,000万円未満	2,000万円未満	1,000万円未満	500万円未満	500万円未満	500万円未満
公課費					○	○	○
繰出金		○					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市財務規則の規定は、令和6年度以後の年度分の予算に係る財務会計事務について適用し、令和5年度以前の年度分の予算に係る財務会計事務については、なお従前の例による。